会　議　録

会議の名称	行田市国民健康保険運営協議会（令和８年　第３回）
開催日時	令和８年８月４日（火） 開会：午後１時３０分・閉会：午後２時３５分
開催場所	行田市役所　３０５Ａ・Ｂ会議室
出席者(委員)	１３名
欠席者(委員)	２名
事務局	４名（健康福祉部長、健康課長・主幹（保険年金担当・保健事業担当))
会議内容	議題等 ・報告第１号　令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算について ・行田市国民健康保険税の税率等について（諮問）
会議資料他	配布資料 ・令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算（案）概要 ・令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算（案） ・行田市国民健康保険税の今後の見直しについて ・行田市国民健康保険税の税率等について（諮問）の写し
その他	

発　言　者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事　務　局	行田市国民健康保険規則第５条第３項に規定する委員の過半数の出席は得ておりますので、本日の会議は成立することを報告します。 次に会議の公開・非公開についてですが、この会議は公開とさせてきただきますことを報告します。 それでは、これより令和８年第３回行田市国民健康保険運営協議会を始めます。 なお、この会議は公開されますが、本日は傍聴を希望する方が１名おりますので、ご報告いたします。 初めに長島会長からご挨拶をお願いします。
会　　長	会長あいさつ
事　務　局	熊谷健康福祉部長から挨拶申し上げます。
健康福祉部長	部長あいさつ
事　務　局	次に、議事に移ります。行田市国民健康保険規則第５条第１項の規定に基づき、長島会長に議長をお願いします。
議　　長	それでは早速ですが、会議録署名委員の選任を行います。事務局の説明を求めます。
事　務　局	会議録署名委員選任の説明
議　　長	事務局から説明があったとおり、猪山委員、荒木委員にお願いすることでよろしいですか。
	異　議　な　し
議　　長	異議がないようですので決定します。両委員よろしくお願いします。 次に審議事項に入る前に、ご報告させていただきます。本日の会議内容につきましては、録音させていただき、会議録につきましても、私が内容を確認した上で、公開させていただきますので、ご了承の程、お願いします。
議　　長	次に、次第の４審議事項、報告第１号令和７年度行田市国民健康保険事業費特別会計決算について事務局に説明を求めます。
事　務　局	報告第１号の説明
議　　長	ただいま説明がありました。この件について何か質疑等ございましたら挙手をお願いします。
榊　委員	報告第１号令和７年度国民健康保険事業費特別会計決算について、２

	点質問します。１点目について、歳入のうち国民健康保険税の滞納繰越分が医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分にそれぞれあります。これら滞納繰越分は、保険税を納められなかった方の税額が繰り越されたものでしょうか。このような滞納繰越分の保険税を適正に処理することが大切です。多くの被保険者が保険税を適正に負担していますが、様々な事情により保険税を納められない被保険者もいます。滞納された保険税は、毎年、電話などの方法で納税義務者へ納税を催告されているようですが、滞納された税額が減少しているのか、増加しているのか、過去３年程度の滞納繰越分の推移を教えていただきたい。滞納された税額が減少していれば適正な徴収がされていると考えますが、対して、滞納繰越分が増加しているのであれば、新たな対策が必要になります。保険税の納付については、公平性が大切です。保険税の滞納繰越分の状況を教えていただきたい。２点目について、歳出のうち、５保健事業費の保健衛生普及費、予算額５，９０１千円、決算額４，１３０，４９８円、予算残額が１，７７０，５０２円になっています。計画的に、適正に予算が執行されていれば、約１７０万円の予算が残ることはないと考えられます。保健衛生普及費は、様々な施策が実施されていると思われますが、計画的な予算執行と新しい取り組みが必要ではないかと考えています。
議　　長	事務局の回答をお願いします。
事　務　局	１点目、滞納繰越分の収納率は、令和７年度が３４．５８パーセント、６年度が１９．６３パーセント、５年度が１９．５６パーセントです。令和７年度は、滞納繰越分の不納欠損額が増加して、収納率が上昇したものです。財産がない場合、居所不明な場合などが不納欠損されたものです。国民健康保険税の年度納付回数は９回ですが、納付が難しい納税者については、年間１２回に納付回数を増やす分割納付など、１回の納税金額を少なくすることで納付しやすいようにしています。また、納税コールセンターから納税義務者へ連絡し、それぞれの事情を考慮して、対応しております。２点目、保健衛生普及費について、この予算の主な支出額は郵送料です。この郵送料は、年６回発行される医療費通知に使われており、郵便料金の値上げに対応するため、余裕をもった予算額を計上したものです。今後、郵便料金の実績を考慮した予算金額へ見直し

	たいと考えています。また、この予算には保養施設の利用助成金額が含まれています。この保養施設助成金は約５０万円残額がありますので、今後、実績を考慮した予算額へ改めたいと考えますが、予算不足により助成できないことがないよう余裕をもった予算になります。
議　　長	他に質疑等はありますか。 質　疑　な　し 他に質疑等がないようですので、次に移らせていただきます。 次に、次第の５行田市国民健康保険税の税率等の（諮問）について、本日、市長から諮問書が提出されました。事務局に説明を求めます。
事　務　局	行田市国民健康保険税の税率等について（諮問）の説明
議　　長	ただいま説明がありましたが、この件について何かございましたら挙手をお願いします。
栗原光夫委員	報告第１号令和７年度国民健康保険事業費特別会計決算について、決算概要の歳入、国民健康保険税は１，５９０，６２８千円です。一方、資料、行田市国民健康保険税の今後の見直しについての２ページの国民健康保険税収入は、１，５５４百万円です。それぞれの国民健康保険税の収入額が異なる理由を教えていただきたい。
議　　長	事務局の回答をお願いします。
事　務　局	報告第１号の決算額の概要の国民健康保険税収入１，５９０，６２８千円は、滞納繰越分が含まれます。資料２ページの保険税収入額１，５５４百万円は、現年度課税分です。滞納繰越分が含まれていないため、収入金額が少なくなり、収入金額が異なっているものです。
栗原光夫委員	同じ資料の７ページ、令和６年度一人当たりの保険税４０市で比較について、本市の順位は税額が少ない方から３番目になっています。この理由を教えてほしい。
議　　長	事務局の回答をお願いします。
事　務　局	国民健康保険税は、被保険者の所得割額に所得割税率を乗じたものです。結果として、被保険者の所得割額分が他市と比べて少ないこと、本市の保険税率が他市と比べて低いことなど複数の要因が考えられます。なお、令和８年度の本市の保険税率は、４月の税率等の改定により、県内の平均税率に近い数字になりました。
議　　長	他に質疑等はありますか。

榊　委員	２点質問があり、１点目として、８月から改正された高額療養費制度について、制度が改正された後の医療費は、保険者の負担がどのように変わるのか教えてほしい。高額療養費の制度改正により、改正後の医療費の見込み額を留意し、検討した方がよいと考えます。２点目として、資料の６ページ、令和８年度国民健康保険税の算出基礎のうち、子ども・子育て支援納付金分が新しく増えました。この子ども・子育て支援納付金分について、被保険者への周知が不足しているのではないかと考えています。市報５月号に子ども・子育て支援納付金制度が始まりましたと記事がありました。このようなお知らせにより、この制度は、被保険者の理解が得られているのか知りたいです。理解を得るためには、納税した納付金がどのように使われているのかリーフレット、チラシなどで伝えることは、効果的ではないかと考えています。支援金の使われ方の中で、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度が令和７年度から始まっていると広報がありました。本市において、こども誰でも通園制度は、何名が利用しているのか教えてほしい。納付金がどのように使われているか、市民がどのように制度を利用しているか周知することなどで、被保険者からの理解が得られるのではないかと考えています。子ども・子育て支援金制度が被保険者から理解されるためには、様々な方策を考える必要があります。
議　　長	事務局の回答をお願いします。
事　務　局	１点目について、高額療養費制度改正後の療養費の見込み額は、会議の資料としてお示ししていません。来年度以降、埼玉県へ納付する国民健康保険事業費納付金の見込み額を基に、必要となる療養費を検討してまいります。２点目について、被保険者の周知については、被保険者が理解できるよう、引き続き効果的な適切な方法を検討してまいります。納税された子ども・子育て支援納付金の使われ方に関して、本市の被保険者へどのように還元されるかについては、納税された子ども・子育て支援納付金分を県へ納付した後、県から国へ納められます。納められた納付金は、他の保険者からの納付金と合わせて、国から子ども・子育て支援関係の各施策の実施主体にそれぞれ配分され、各施策の利用者等へ納付金が還元される制度になります。このため、本市の被保険者が還元される納付金額を１万円や５千円などの具体的な金額で示すことは、現在

	のところ難しいものと考えています。今後、子ども・子育て支援納付金の使途を説明できるようになりましたら、改めて詳細をお伝えしたいと考えています。また、本市で現在実施している事業として、こども誰でも通園制度は、市内４園で制度を運営しております。本市の制度は、保育園の入園要件に該当しない０歳６か月から満３歳未満のこどもを１か月あたり１０時間まで通園することができるもので、令和７年度から実施しています。このほかに妊婦のための支援給付を実施しており、子ども・子育て支援制度に関する施策については、引き続き様々な方法で周知し、被保険者の理解が得られるよう努めてまいります。
議　　長	他に質疑等はありますか。 質　疑　な　し それでは、スケジュールのとおり進めることとし次回の協議会において見直し案をご審議いただくこととします。よろしくお願いします。 次に、次第の６その他でございますが、事務局から何かありますか。事務局お願いします。
事　務　局	次回の会議は、令和９年１月１３日水曜日午後１時３０分から開催する予定です。
議　　長	以上で本日の議事の全てを終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。
事　務　局	慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和８年第３回行田市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。 皆様、大変お疲れ様でした。